

山形県内観光地の広域周遊促進に向けた地域間連携実証事業（庄内・最上）
業務委託基本仕様書

1 目的

全国的にインバウンド需要が拡大傾向にある中、本県においてもインバウンドの増加とともに特定地域への観光客の集中が見られており、観光需要の平準化や地域間の連携を通じた全県的な観光周遊の実現及び観光消費額の向上が課題となっている。

そこで、本県内における広域周遊の推進による新たな県内周遊ルートの認知度向上による観光客の分散及び滞在期間の長期化による観光消費額増加の実現に向け、本県へのインバウンド観光客のうち最も来県者数が多い台湾市場を対象に、銀山温泉を核とし庄内・最上地域観光地への周遊を組み入れた旅行商品の販売を推進するもの。

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月12日（金）まで

3 委託業務の内容

次の(1)から(6)までに掲げる業務について、受注者の責任のもと適切に実施すること。本委託業務の遂行のために必要となる経費負担及び諸手続きは受注者が行うこと。

(1) 銀山温泉及び庄内・最上地域のコンテンツを周遊する旅行商品の磨き上げ・造成

「令和7年度に造成した団体向け四季別周遊モデルコース」をベースに、以下の項目を満たす旅行商品を造成することとし、そのプロセスを提案すること。

- ・台湾市場の個人旅行(FIT)も意識した新たなコンテンツの掘り起こしを行うとともに、それらを反映した県内2泊以上の新たな周遊商品を四季ごとに1つ以上造成すること。
- ・新たな周遊モデルコースのタリフ（タイトル、卸価格、催行期間、行程、集合時間、最少催行人数、最大催行人数、予約方法、キャンセル規定、移動手段（公共交通、貸切バス、レンタカー等）を記載したもの）を作成すること。
- ・モデルコース造成にあたっては、関係自治体、観光協会、観光事業者と綿密な打ち合わせを行うなど地域のニーズを把握すること。
- ・コンテンツの販売に課題がある場合は適宜助言を行うなど磨き上げの伴走支援を行いながら、可能な限りモデルコースに課題解決に向けた取り組みを反映させること。
- ・造成後は速やかに商品化し、販売できるよう現地旅行会社やランドオペレーターと調整すること。

(2) 商品販売に向けたFAMトリップの実施

(1)で造成した周遊モデルコースに関する商品を販売につなげるため、以下の項目を満たす商品販売に向けた調整方法とFAMトリップを提案すること。

- ・令和8年度中に周遊商品を販売する台湾の旅行会社を調整すること。
- ・上記旅行会社を含む最低3社3名招請し、造成したモデルコースのコンテンツを現地にて視察させること。
- ・招請先の選定にあたっては、事前に発注者と協議のうえ選定すること。
- ・FAMトリップの経費は交通費、宿泊費、食事代、通訳料、体験料、現地経費を計上すること。
- ・被招請者には視察後アンケートを実施すること。また、アンケート結果を踏まえ造成したモデルコースの磨き上げを効果的に行うためのアンケート方法やアンケート項目を提案すること。

(3) 販売促進ツールの制作

(4)の現地プロモーションに向けて、効果的な販売促進ツール（例：パンフレット、SNS用動画、写真等）の制作・運用を提案すること。

(4) 現地プロモーションの実施

(1)で造成したモデルコースの市場認知と商品化・実売に向け、以下の項目を満たす現地プロモーションを提案すること。

- ・台湾からの旅行者向けイベント（例：旅行博、セミナー）に参加し、周遊モデルコースのコンテンツを中心としたプロモーションを実施すること。
- ・台湾の旅行会社向け商談（例：商談会、旅行業界団体向け勉強会等）を実施すること。
なお、商談数は最低10社確保すること。
- ・上記現地プロモーションへの県職員1名同行のため、当該者の旅費、現地経費及び宿泊費を経費に見込むこと（受注者が旅行業を営む者である場合は、受注者が県職員の旅行を手配するものとして経費を見込むこと）。

(5) 商品販売状況のモニタリング

発注者が設定した本プロジェクトのKPIの進捗状況を把握するため、造成したモデルコースの販売状況や送客状況を確認すること。また、その確認方法について提案すること。

(6) プロジェクトチーム会議への出席

発注者が主催する関係機関によるプロジェクトチーム会議（年1回）に参加し、本業務に関する報告を行うこと。

4 成果品の納品及び部数

本事業における成果物は以下の通りとし、受注者は令和9年3月12日（金）までに提出すること。

- ① 業務完了報告書：紙媒体にて2部提出すること

- ② 作成したモデルコースの行程表（日本語・繁体字）及びタリフ
- ③ 販売促進ツール（編集可能データを含む）
- ④ FAM トリップに係るアンケート票原本及び集計表
- ⑤ 商品販売状況モニタリング集計表
- ⑥ ①から⑤に含まれないもので、発注者と受注者協議のうえ必要となる資料一式

5 委託業務の基本方針

- (1) 本業務の進捗状況は、発注者に随時報告し、協議しながら業務を進めること。
- (2) 受注者は、本業務による成果品に関する著作権、二次利用、モデルリリース（肖像権使用許諾等）、プロパティリリース等の権利関係の許諾手続きを適切に行うこと。
- (3) 受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得たときは、この限りではない。
- (4) 機密の保持
受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (5) 個人情報の保護
受注者（再委託をした場合の受託者を含む）は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、山形県個人情報保護条例（平成 12 年 10 月 13 日山形県条例第 62 号）を遵守しなければならない。
- (6) 本事業に係る経理は、他の事業と区分するとともに、証拠書類を整理しておくこと。
- (7) 成果品の利用（二次利用等）
本業務による成果品の著作権は発注者に帰属するものとし、当該成果品を本業務以外にインターネット、印刷物、DVD、講演、放送番組等のあらゆる媒体、手段、方法により、自由に使用（公開、配布、放送等）することができるものとする。
- (8) 本仕様書に明示のない事項または疑義が生じた場合は発注者と協議の上決定する。